

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と 期 限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
クック	クック諸島政府に対する贈与に 関する日本国政府とクック諸島 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2018.6.21 ウェリントン(ニュージー ランド) で (同日)	日本側 高田稔久在クック 諸島大使(ニュージー ランドにて兼轄) テレモアナ クック諸島側 ・ヤラ在ニュージー ランドクック諸島高等弁務 官	2018.7.3 228号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。